

1 0 年 保 存

群 国 捜 第 5 9 号

令 和 5 年 8 月 1 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（通達）

捜査特別報奨金制度については、捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（平成31年4月25日付け群刑企第146号通達）に基づき実施してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行により、警察庁において、同要綱を別添のとおり改正したので、誤りのない対応をされたい。

なお、捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（平成31年4月15日付け群刑企第146号通達）は、本通達の施行をもって廃止する。

捜査特別報奨金取扱要綱

第1 目的

この要綱は、捜査特別報奨金（以下「報奨金」という。）を支払う対象とする事件（以下「対象事件」という。）の指定、広告の実施、支払の実施その他報奨金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象事件の指定

1 定義

対象事件は、次のいずれかに該当する事件のうち、2の手続により警察庁長官（以下「長官」という。）が指定したものとする。

- (1) 「警察庁指定被疑者特別手配要綱の一部改正について」（令和4年4月1日付け警察庁乙刑発第7号ほか）に基づく警察庁特別手配被疑者に係る事件その他指名手配がなされている被疑者のうち警察庁が重要なものと認めた被疑者に係る事件
- (2) (1)に掲げる事件のほか、社会的反響の大きい特異又は重要な事件であつて、次の要件をいずれも満たすもの
 - ア 次に掲げるいずれかの事件
 - (ア) 殺人、強盗、放火、不同意性交等（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する強制性交等及び刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法に規定する強姦を含む。）、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした事件
 - (イ) 脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件
 - イ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項の規定に基づき、捜査本部を設置している事件
 - ウ 当該事件捜査に関連する情報資料を総合的に判断し、事案の内容、捜査の状況等に照らして、広告を実施して情報提供を促進することが有効かつ適切であると認められる事件

2 指定の手続

- (1) 関東管区警察局長（以下「関東管区警察局長」という。）又は都道府

県警察の長（以下「警察本部長」という。）は、関東管区警察局又は当該都道府県警察において捜査中の事件であって、対象事件として指定することが適当と認めるものがある場合には、長官に対して当該事件を対象事件として指定することを申請することができる。

(2) 長官は、(1)の申請を受理したときは、1の要件に照らし、当該事件を対象事件として指定することの適否並びに対象事件として指定する場合における報奨金の上限額及び応募の期間を決定するものとする。

(3) 長官は、(2)の決定をしたときは、速やかに、申請をした関東管区警察局長又は警察本部長に対してその内容を通知するものとする。

(4) (2)の報奨金の上限額及び応募の期間については、それぞれ次に掲げる額及び期間を基準とするものとする。

ア 報奨金の上限額 原則として300万円（ただし、特に必要があると認める場合には、1,000万円を超えない範囲内で増額することができる。）

イ 応募の期間 原則として1年間（ただし、特に必要があると認める場合には、期間を延長又は短縮することができる。）

3 指定の取消し

長官は、対象事件について被疑者の検挙又は事件の解決（以下「検挙等」という。）があった場合その他指定の必要がなくなった場合には、速やかに、対象事件の指定を取り消すものとする。

第3 広告の実施

1 広告の方法

長官は、対象事件を指定したときは、警察庁のウェブサイト次に掲げる事項を掲載することにより、広告を実施するものとし、指定を取り消した場合は、警察庁ウェブサイトから削除することにより、広告を終了するものとする。

- (1) 対象事件名
- (2) 報奨金の支払の対象とする行為
- (3) 報奨金の上限額
- (4) 報奨金の支払の決定方法
- (5) 応募の期間
- (6) 報奨金の支払の除外事由
- (7) 情報受付部署

2 報奨金の支払の決定方法に関し掲載する事項

1 (4)の報奨金の支払の決定方法については、次の内容を掲載することとする

る。

- (1) 報奨金は、事件に関する情報の提供者に対し、検挙等への寄与の度合いに応じて、広告した上限額の範囲内で支払うこと。
- (2) 事件の検挙等に寄与した情報の提供者が複数ある場合には、その度合いに応じて、広告した上限額の範囲内において分割して支払うこと。

3 報奨金の支払の除外事由に関し記載する事項

1 (6)の報奨金の支払の除外事由については、次に掲げる者に対しては報奨金を支払わない旨を掲載することとする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者及び情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適当でないと認められる者

4 掲載内容の変更

長官は、1に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、ウェブサイト上の掲載事項の変更を行うものとする。

第4 支払の実施

1 支払の決定の手続

- (1) 関東管区警察局長又は警察本部長は、申請をした対象事件について検挙等があったときは、その旨を速やかに長官に報告するとともに、報奨金の支払の対象となる行為の有無及び報奨金の支払を受けるべき者（以下「支払対象者」という。）の有無について調査をしなければならない。
- (2) 関東管区警察局長又は警察本部長は、(1)の調査の結果を遅滞なく長官に報告するとともに、支払対象者がいると認める場合には、その理由及び支払うべき報奨金の額（以下「支払額」という。）の案とともに、当該支払対象者に対する報奨金の支払を長官に申請しなければならない。
- (3) 長官は、(2)の申請を受理したときは、提供された情報の検挙等への寄与の度合い、第3の3に定める支払の除外事由の有無を勘案した上で、報奨金の支払の適否並びに支払う場合における支払対象者及び支払額を決定するものとする。
- (4) 長官は、(3)の決定をしたときは、速やかに、申請をした関東管区警察局長又は警察本部長に対してその内容を通知するものとする。

2 支払の方法

長官は、1(3)により報奨金の支払を決定をしたときは、速やかに、申請をした関東管区警察局長又は警察本部長を通じて、支払対象者に対して支払額を支払うものとする。

第5 秘密の厳守

広告に応じて情報提供を行った者に関する秘密は、厳守しなければならない。

第6 専決

第2から第4までに定める事項については、刑事局長は、専決することができる。ただし、刑事局以外の局が捜査を主管する事件に係る事項について専決する場合においては、当該局の長との協議を経るものとする。

第7 その他

- 1 この要綱の実施に関する事務は、刑事局捜査支援分析管理官において処理するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、報奨金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。